

1. 交付申請のできる方

補助金交付申請のできる方は、一般住宅において新たに合併処理浄化槽を設置する方で次のような条件があります。

【対象となる方】

- 1 合併処理浄化槽の設置の場所が、公共下水道計画の認可区域外であること
- 2 合併処理浄化槽を設置する建物が専用住宅であること（別荘を除く。）
- 3 審査機関を経由した建築確認通知書を受領、または浄化槽設置届出書が受理されている方であること
- 4 設置する合併処理浄化槽の人槽が10人槽以下であること
- 5 申請年度内（3月末日）に事業が完了すること
- 6 浄化槽から出る放流水の放流先について占有許可が必要な場合にあっては、占有許可がおりていること（占有許可申請については、建設課へお尋ね下さい。）

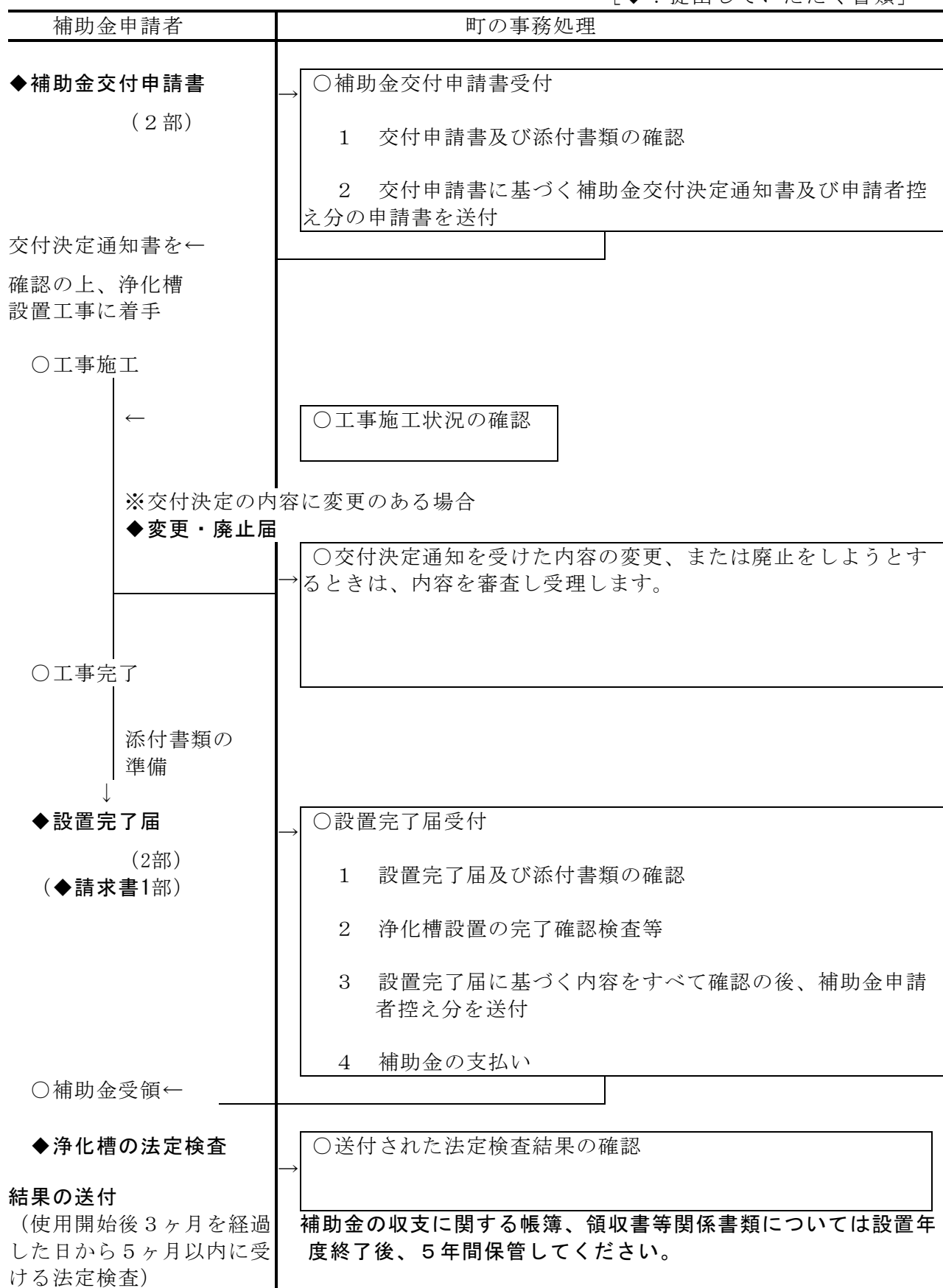
【本補助金の交付決定通知書を受ける前に、浄化槽の設置工事着手はできません。】

注 i) 建売住宅を購入する方は、建築者（販売業者）が、あらかじめ町長に小山町合併処理浄化槽設置奨励補助金交付確認願（様式第1号）を提出し、確認済証の交付を受けている当該専用住宅を購入する場合については、本補助金の申請者となることができます。

ii) 店舗併用住宅で、専ら居住の用に供する建物の延床面積が2分の1以上である場合は、本補助金の申請者となることができます。

補助金申請のフローチャート（事務の流れ）

[◆：提出していただく書類]



2. 交付申請書（様式第2-1号・第2-2号） 【提出部数 2部】

補助金申請は、合併処理浄化槽を設置しようとする専用住宅の所有者（建売住宅については、販売業者を除く。）、購入者または借家人の方が申請します。

【専用住宅の所有者、借家人の方は様式第2-1号】

1 添付書類

- ① 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し（届出の受理印の押印してあるもの）
- ② 合併処理浄化槽設置場所の案内図
- ③ 納税証明書（町民税、固定資産税）等滞納のない証明
- ④ 浄化槽の仕様書（浄化槽設備の概要書、工場生産浄化槽認定シート）
- ⑤ 浄化槽設置に係る配管の平面図及び放流先等概要がわかる図面
- ⑥ 浄化槽排水の放流先の占用許可が必要な場合には、占用許可の写し
- ⑦ 事業経費の見積書の写し（合併処理浄化槽設置工事費分）の写し
- ⑧ 工事契約書の写し
- ⑨ 浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書（別紙1）の写し
- ⑩ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が発行する浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票のC票
- ⑪ 住宅及び土地を借りている者は、賃貸人の承諾書の写し
- ⑫ その他町長が必要と認める書類

【注意】

見積書については、⑧で契約を締結した業者名の見積書、または契約業者が下請業者に見積書を作成させた場合には、元請けである契約業者から協力業者届出書（13ページ参照）を提出してください。

また、浄化槽を設置する施工の監督者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了者又は昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士でなければなりません。

【建売住宅の購入者の方は様式第2-2号】

1 添付書類

- ① 確認済証
- ② 審査機関を経由した建築確認通知書の写し
- ③ 合併処理浄化槽設置場所の案内図
- ④ 納税証明書（町民税、固定資産税）等滞納のない証明
- ⑤ 浄化槽の仕様書（浄化槽設備の概要書、工場生産浄化槽認定シート）
- ⑥ 浄化槽設置に係る配管の平面図及び放流先等概要がわかる図面
- ⑦ 浄化槽排水の放流先の占用許可が必要な場合には、占用許可の写し
- ⑧ 売買契約書の写し及び合併処理浄化槽設置工事の経費明細書の写し
- ⑨ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が発行する浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票のC票
- ⑩ 土地を借りている者は、賃貸人の承諾書の写し
- ⑪ その他町長が必要と認める書類

【注意】

建売住宅の購入者の方は、上記添付書類を添えて交付申請書を提出後、その内容に不備がなく交付決定通知を受領した場合には、直ちに完了届を提出することができますので、交付申請時点において販売業者から完了届までの添付書類すべてを受け取っておいてください。

また、浄化槽を設置する施工の監督者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了者又は昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士でなければなりません。

3. 交付決定通知（様式第3号）

交付申請書に基づいて内容を審査のうえ、審査に合格し補助金の交付を決定した方には、交付決定通知書を交付します。

また、交付申請書を審査の結果、不交付の場合は不交付決定通知書（様式第4号）を交付します。

1 工事着手

申請者は、交付決定通知書の交付を受けた後、合併処理浄化槽設置工事に着手してください。

4. 工事着手から完了届までに準備する書類 【提出部数 2部】

工事着手してから完了までに、次のような書類が必要となりますので、工事施工業者との契約時に写真と確認検査表（24・25ページ参照）を作成するよう指導してください。

1 工程写真の撮影等

- ① 浄化槽設置前の状況 . . . 工事着手前の写真
- ② 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
浄化槽設備士が工事を実地に監督しているか、又は自ら工事を行っているか。
- ③ 基礎工事の状況を示す写真
栗石地業及びすてコンクリートを打っているか。
- ④ 据付工事の状況を示す写真
水張を行い、水平を保ちつつ、水じめ及び突き固めを行っているか、水準器等を用い、水平を確認しつつ行っている状況を撮影する。
- ⑤ かさ上げの状況を示す写真
バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができるか、スケールをあてるなどして、かさ上げ高さがわかるように撮影する。
- ⑥ 完成写真

合併処理浄化槽設置完了の状況（着手前と対比ができる写真）

5. 変更・廃止届（様式第5号） 【提出部数 2部】

交付決定通知を受けた内容の変更又は廃止をしようとする方は、変更・廃止届を届け出なければなりません。

【変更届の場合】

変更届を届け出る方は、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金変更（廃止）届（様式第5号）に変更理由を記入し、次のような添付書類を添えて届け出て下さい。

《建築確認申請により合併処理浄化槽を設置する方》

1 メーカー・処理方式等の変更の場合

[添付書類]

- ① 設計変更承認通知書の写し
- ② 変更した浄化槽の仕様書の写し
- ③ 事業経費の見積書の写し（浄化槽に関係する屋外の配管工事を含む）
- ④ 工事契約書の写し（工事請負業者が変更となる場合）
- ⑤ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が発行する浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票のC票
- ⑥ 浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書の写し

2 請負金額の変更の場合

- ① 事業経費の見積書の写し（浄化槽に関係する屋外の配管工事を含む）
- ② 工事契約書の写し（工事請負業者が変更となる場合）
- ③ 浄化槽の設置場所及び配管の敷設場所等の変更により、請負金額が変更となる場合には、配管の平面図及び放流先までの図面など概要がわかる図面

3 その他上記の1及び2以外の合併処理浄化槽の設置に係る大幅な変更があった場合

- ① 変更内容を協議のうえ、町長が必要と認める書類

《浄化槽設置届出書により合併処理浄化槽を設置する方》

1 メーカー・処理方式等の変更の場合

[添付書類]

- ① 変更した浄化槽の仕様書（浄化槽の概要書、工場生産浄化槽認定シート）
- ② 事業経費の見積書の写し（浄化槽に関係する屋外の配管工事を含む）
- ③ 工事契約書の写し（工事請負業者が変更となる場合）
- ④ 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が発行する浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票のC票
- ⑤ 浄化槽施工業者の瑕疵担保に関する覚書の写し

2 請負金額の変更の場合

- ① 事業経費の見積書の写し（浄化槽に関係する屋外の配管工事を含む）
- ② 工事契約書の写し（工事請負業者が変更となる場合）
- ③ 浄化槽の設置場所及び配管の敷設場所等の変更により、請負金額が変更となる場合には、配管の平面図及び放流先までの図面など概要がわかる図面

3 その他上記の1及び2以外の合併処理浄化槽の設置に係る大幅な変更があった場合

- ① 変更内容を協議のうえ、町長が必要と認める書類

【廃止届の場合】

廃止届を届け出る方は、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金変更（廃止）届（様式第5号）に廃止理由を記入し、届け出て下さい。

6. 完了届（様式第6号） 【提出部数 2部】

申請者は、合併処理浄化槽の設置が完了した時は、事業完了後1ヶ月以内又は補助金交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに完了届を提出してください。

【添付書類】

- 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
（補助対象者が自ら設置した浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- 2 浄化槽法定検査依頼書の写し
- 3 合併処理浄化槽設置工事の工程写真
 - ① 浄化槽の設置前の状況（着手前）
 - ② 浄化槽設備士が実地に監督しているところ
 - ③ 基礎工事の状況
 - ④ 据付工事
 - ⑤ かさ上げ状況
 - ⑥ 浄化槽の設置後の状況（完成）
- 4 確認検査表（チェックリスト）
- 5 事業経費の領収書の写し又は領収明細書の写し
- 6 補助金請求書（町指定様式） 【提出部数 1部】
- 7 その他町長が必要と認めた書類

※ 5の領収書の写しについては、新改築工事等に伴って合併処理浄化槽設置工事費のみの領収書が発行されない時は、契約業者に支払われた前払い、完成払い等のいずれかに、合併浄化槽設置工事分の金額を領収した旨を明記した領収証明書を添付してください。（①設置工事金額 ②入金日 ③但し書きとして、〇〇宅浄化槽設置工事費として等の明記された書類）

7. 補助金交付

申請者より完了届及び請求書の提出を受けた後、町は補助事業に係る合併処理浄化槽の完了を確認し、完了届、添付書類及び請求書を審査のうえ、補助金を交付します。

補助金は、書類に不備がなく請求書が提出された時から起算して、40日以内に支払となります。

【補助金交付についての遵守事項】

- ア 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに町長に報告してその指示を受けること。
- イ 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管すること。

- ウ 補助事業により効用の増加した不動産及び従物については、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しないこと
- エ 町長の承認を受けてウの財産を処分することにより収入があった時は、その収入の全部又は一部を町に納付すること。
- オ 設置した後の合併処理浄化槽は、定期的に保守点検を行い、排水浄化に努めること

【7条検査】

浄化槽法第7条に基づく法定検査（設置後の水質検査）は、必ず受検して下さい。
（法定検査は、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に（財）静岡県生活科学検査センターで受けなければならない検査です。）

※ 法定検査の依頼についての詳細は、14ページを参照してください。

8. 参考資料

1 小山町合併処理浄化槽設置奨励補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては小山町補助金交付規則（昭和51年小山町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう

(2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第35号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては同指針に適合するものをいう。

(3) 専用住宅 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積2分の1以上を居住の用に供する建物をいう

（補助対象区域）

第3条 補助の対象となる区域は、公共下水道計画の認可区域以外の区域とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（交付対象）

第4条 町長は、前条に定める区域内において、専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅及び土地を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 町税滞納者

(4) 販売の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築（改築を含む。以下同じ。）する者（以下「建築者」という。）。ただし、当該専用住宅を購入した者は、建築者があらかじめ町長に小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付確認願（様式第1号）を提出して、その設置する浄化槽について補助対象となる合併処理浄化槽である旨の確認済証の交付を受けていたときは、補助金の申請者となることができる。

(5) 専用住宅の内、別荘等の合併処理浄化槽の維持管理が困難なもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用の内、別表の左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けて合併処理浄化槽を設置しようとする者は、あらかじめ小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付申請書(一般用)(様式第2-1号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者が、建売住宅の購入者であるときは、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付申請書(建売住宅購入者用)(様式第2-2号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該年度内に事業が完了するなどの内容を審査して、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知する。

(遵守事項)

第8条 補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに町長に報告してその指示を受けること

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること

(3) 補助事業により効用の増加した不動産及び従物については、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと

(4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付すること

(5) 補助事業の工事については、以下の監督の下に行われるものとする。なお、以下の監督のイの該当者にあっても、可能な限りアの該当者を活用すること。

ア 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者

イ 昭和63年度以降に浄化槽第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士(変更・廃止届)

第9条 補助対象者は第7条第2項の規定により補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更するとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金変更(廃止)届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(状況の確認)

第10条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(完了届)

第11条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、小山町合併処理浄化槽設置完了届(様式第6号。以下「完了届」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付等)

第12条 町長は、前条の規定による完了届を受理したときは、完了を確認した後、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第8条の遵守事項に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(適正な管理)

第15条 補助対象者は、この要綱により設置した合併処理浄化槽について、定期的な保守点検等適正な管理を行い、排水浄化に努めなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の「合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針」の適用については、平成5年5月31日まで猶予する。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補 助 金 額	
人槽区分	補助金限度額
5人槽	3 3 2, 0 0 0 円
6~7人槽	4 1 4, 0 0 0 円
8~10人槽	5 4 8, 0 0 0 円

2 補助金交付に伴う請求書様式

請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった小山町合併処理浄化槽設置奨励補助金について、事業が完了したので下記のように請求します。

平成 年 月 日

小 山 町 長 様

請求金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

取り扱い課 おやまで暮らそう 課

住 所	
氏名・印	
電話番号	
口座振替	金融機関名
	種別・番号 普通 当座 番号
	口座名義人

検収年月日	内 容	数量	単位	金 額	摘要
	小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金 (但し、 人槽浄化槽分として)	1	基分		

3 工事請負契約書（モデル）

- 第1条 注文者_____（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者_____（以下「乙」という。）は、小山町合併処理浄化槽設置奨励補助金の制度の適用を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。
- 第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。
工事の場所
工事の期間
設置する浄化槽
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上・放流水のBODが20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するところの、別添図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽
工事の請負代金及び支払方法
金額 円
支払方法 1 現金 2 その他（ ）
- 第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引き換えにその請負代金全額の支払を完了する。
- 第4条 乙はこの契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士_____に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。
- 第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び小山町が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。
- 第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。
- 第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。
- 第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。
- 第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。
- 第12条 乙は、小山町が定める小山町合併処理浄化槽設置奨励補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。
- 第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。
2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。
3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。
- 第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後_____年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手續を要せずこの契約を解除することができる。

1 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなつたと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手續を要せず、この契約を解除することができる。

1 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

2 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

3 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなつたと認めたとき。

4 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による遅延損害金を乙に支払う者とする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 注文者 住所
氏名 印

乙 請負者 住所
氏名 印

(浄化槽工事業登録番号 :)

又は届出番号 :)

(浄化槽設備士名 :)

(浄化槽設備士免状番号 :)

(特別講習会修了番号 :)

(5) 協力業者届出書

協 力 業 者 届 出 書

平成 年 月 日

小 山 町 長 様

住 所
 施工業者 氏名又は名称 印
 電話番号

小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金に基づく_____宅の合併処理
 浄化槽設置工事について、協力業者を下記のとおり届け出ます。

記

協 力 業 者	協力業者 1	住所 氏名又は名称 電話番号	印 浄化槽設備士名： 浄化槽設備士免状番号() 特別講習会修了番号()
	協力業者 2	住所 氏名又は名称 電話番号	印 浄化槽設備士名： 浄化槽設備士免状番号() 特別講習会修了番号()
備 考			

(6) 法定検査の依頼

浄化槽法では、浄化槽を新しく設置した方が、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に指定検査機関による検査を受けることを義務づけています。

これは、新しく設置された浄化槽の工事が適切に実施され、正常に機能しているかを検査するもので、次のような検査を実施します。

- ① 外観検査
 - ・ 設置の状況
 - ・ 設備の稼動状況
 - ・ 水の流れ方の状況
 - ・ 使用の状況
 - ・ 悪臭の発生状況
 - ・ 消毒の実施状況
 - ・ 蚊、はえ等の発生状況
- ② 水質検査
 - ・ 水素イオン濃度 (pH)
 - ・ 汚泥沈殿率 (SV₃₀)
 - ・ 溶存酸素量 (DO)
 - ・ 透視度
 - ・ 塩素イオン濃度
 - ・ 残留塩素濃度
 - ・ 生物化学的酸素要求量 (BOD)
- ③ 書類審査
 - ・ 保守点検の記録
 - ・ 清掃の記録

◇ 検査の依頼の方法

浄化槽法第7条検査依頼書(振込依頼書)に必要な事項を記入して、金融機関にて検査料金(11,500円)を振り込んで下さい。振り込んだ時にもらえる振込金受領書を添付用紙に貼り付け、完了届に添付して小山町役場総務課に提出してください。検査時期になると、あらかじめ(財)静岡県生活科学検査センターより実施通知書が送付され、検査に伺います。

浄化槽の検査は、静岡県知事の指定を受けた機関でなければできません。県内では、(財)静岡県生活科学検査センターが唯一の指定検査機関です。

◇ 検査依頼書

検査依頼書は、東部健康福祉センターまたは小山町役場おやまで暮らそう課にあります。

◇ 法定検査に伴うお問い合わせ先

- ① (財)静岡県生活科学検査センター
 - 住 所 焼津市塩津1-1
 - TEL 054-621-5030
- ② 東部健康福祉センター
 - 住 所 沼津市高島本町1-3
 - TEL 055-920-2135